

前橋市指名停止措置要綱の運用について

1 第2条第1項関係（指名停止期間の始期等）

- 一 指名停止期間の始期は、当該停止措置に関する伺の決裁日の翌日（午前0時）とする。
- 二 指名停止期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は、別途行うこととする。

2 第3条第3項関係（共同企業体に関する指名停止について）

第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、別途工事において指名停止の期間中の有資格者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、特定建設工事共同企業体については、その対象である特定建設工事において入札参加資格認定を受けてから契約締結するまでの間に、その構成員が指名停止となった場合も、指名停止の対象とするものとする。

3 第4条第2項関係（指名停止の期間の特例について）

- 一 第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。
- 二 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合は、短期加重措置の対象としないものとする
- 三 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は対象共同企業体の指名停止の期間を超えて、その指名停止の期間を定めることができる。
- 四 別表第2第1号から第3号までと第4号から第9号までとは、それぞれ分けて考えるものとする。

4 第4条の2関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例について）

- 一 指名停止期間の加重について、第4条の2（独占禁止法違反等の行為）における短期加重措置の対象となった措置案件については、第4条（指名停止期間の特例）による短期加重措置の後、加重するものとする。
- 二 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

三 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第2第2号、第3号、第6号、第8号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 別表第1関係

- 一 一般建設工事等における過失による粗雑履行（第3号関係）について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 二 市建設工事等及び一般建設工事等（第5号から第8号まで）のいずれの工事においても、次の場合は原則として指名停止措置は行わないものとする。
 - ア 事故の原因が、作業員等個人の責めに帰すべきものと認められる場合
（例えば、現場内や公道上を車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故）
 - イ 事故の原因が、第三者の行為によるものと認められる場合
（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故）
- 三 市建設工事等の施工（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切である場合とは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、イによることができることとし、その場合の指名停止の期間は1か月以上とする。
 - ア 発注者が、設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白となった場合。
 - イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。
- 四 一般建設工事等の施工（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
- 五 第5号から第8号までの運用基準は、原則として次のとおりとする。ただし、死亡者又は負傷者が複数の場合でかつ、重大な過失がある場合における指名停止の期間の短期は、各運用基準に定める短期の2分の3の期間とする。（なお、1週間の2分の3は10日間とする。）なお、負傷の被害状況は、医療機関の診断書に基づき認定する。

第5号（公衆損害事故：市建設工事等）

被害状況		期 間
死亡		2か月以上 6か月以内
負傷	全治90日以上の方がいる場合	1か月以上 6か月以内
	全治30日以上の方がいる場合	2週間以上 6か月以内
	それ以外	文書注意
損害	損害の程度が重大	1か月以上 6か月以内
	それ以外	文書注意

第6号（公衆損害事故：一般建設工事等）

原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。

被害状況	期 間
死亡又は負傷	1か月以上 3か月以内
損害	1か月以上 3か月以内

第7号（履行関係者事故：市建設工事等）

被害状況		期 間
死亡		1か月以上 4か月以内
負傷	全治90日以上の方がいる場合	2週間以上 4か月以内
	全治30日以上の方がいる場合	1週間以上 4か月以内
	それ以外	文書注意

第8号（履行関係者事故：一般建設工事等）

原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。

被害状況	期 間
死亡又は負傷	2週間以上 2か月以内

六 工事等事故により指名停止又は文書注意を受けた後、1年を経過するまでの間に、再び文書注意に該当する負傷事故を発生させた場合には、上記基準によらず、別表第1の措置基準の短期以上の指名停止とする。

6 別表第2関係

- 一 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、原則として次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行

うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

二 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、原則として、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

三 別表第2第4号及び第5号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかった場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項の前段の期間が別表第2第4号及び第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第4条第3項の規定を適用するものとする。

四 建設業法違反行為（第10号及び第11号関係）について、建設業法の規定に違反し、市建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。

イ 建設業法の規定に違反し、営業停止処分がなされとことを知った場合。

五 第10号及び第11号の運用基準は、原則として次のとおりとする。

第10号（建設業法違反行為）

措 置 要 件	期 間
逮捕又は逮捕を経ないで公訴	2か月以上 9か月以内
営業停止15日以上	
営業停止15日未満	1か月以上 9か月以内

第11号（建設業法違反行為（本市と契約した工事））

措 置 要 件	期 間
逮捕又は逮捕を経ないで公訴	3か月以上 9か月以内
営業停止15日以上	
営業停止15日未満	2か月以上 9か月以内

六 業務に関する「不正又は不誠実な行為（第12号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又は使用人が、業務関係法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は、監督省庁

等から措置を受けた場合。

ただし、市外の工事事務等に関して労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を除く。

イ 市建設工事等に関して、落札決定後の辞退、有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合。

ウ 有資格者が市職員に対して、不当な情報提供要求等を行ったと認められた場合

附 則

この運用については、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この運用については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用については、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運用については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。